

## 参考 1

### 平成 24 年度第 1 回地域密着型サービス指定関係部会開催報告

1. 日 時 平成 24 年 5 月 25 日（金）
2. 会 場 府中市役所北庁舎 3 階第 1 会議室
3. 出席者 部会委員 4 名
4. 報告協議事項
  - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定更新について  
(府中市 府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター)
  - (2) 地域密着型サービス事業者の公募等について
5. 会議の結果
  - (1) 指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定更新について

府中市が府中市清水が丘 1 - 3 にて運営している認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護事業所（府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター）の指定更新を平成 24 年 6 月 1 日に予定しており、その内容を事務局より説明のうえ協議を行い、了承。

#### 【主な協議内容】

- ・基準省令との適合性
  - ・運営状況について
- (2) 地域密着型サービス事業者の公募等について  
第 5 期介護保険事業計画の地域密着型サービス事業者の公募等について、事務局より報告があった。

#### 【主な報告内容】

- ・整備中の地域密着型サービス事業所の進捗状況について
- ・平成 24 年度の公募スケジュールについて

## 平成24年度第1回府中市地域密着型サービス指定関係部会会議録

文責：佐藤

- 1 日 時 平成24年5月25日（金）  
午後1時30分から2時30分
- 2 会 場 市役所北庁舎3階第1会議室
- 3 出席者 (委 員)  
鈴木部会長、田中副部会長、田口委員、近藤委員  
  
(事務局)  
川田福祉保健部次長兼高齢者支援課長、峯尾地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹、山田高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹、高野施設担当主査、田中事業者指導係長、内田事務職員、入口事務職員、佐藤
- 4 欠席者 澤田委員
- 5 議事内容  
  
(1) 指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定更新について  
ア 事務局より、指定地域密着型サービス事業所・指定介護予防地域密着型サービス事業所の指定更新について資料1-1、資料1-2、資料1-3および参考資料に基づき説明がありました。  
イ 質疑応答、意見等  
問 1 当該事業所の稼働率についてご説明いただきたい。  
答 1 5月11日に現地調査を行った際に確認したところ、現在の登録(事務局)は13名(うち、女性10、男性3)で、曜日にもよるが6人から9人が利用している。なお、介護予防の利用者はいないとのことである。  
問 2 稼働率は他の認知症対応型通所事業所に比べて如何か。  
答 2 市内の各事業所に、毎月末時点での利用状況について報告しても(事務局)

らっているが、差が激しい。当該事業所は平均よりも若干高いくらいである。

問 3 3割程度の稼働率で運営が成り立つのか。

答 3 一般的に認知症対応型通所介護は苦戦をしているようである。  
(事務局)

問 4 その他費用についてだが、食費のキャンセル料を徴収しないとのことだが、経営的に如何か。

答 4 キャンセル料を徴収しないことは、契約の中で取り交わしできるものなので、事業者努力として判断せざるを得ない。  
(事務局)

問 5 他の通所介護事業所などは食費のキャンセル料は取っているのか。

答 5 ある事業所では前日に申し出があればと50%、当日キャンセルは100%など取扱いが異なる。いずれにせよ、契約時に食費のキャンセルについて、説明を行い、同意のうえの取扱いとなる。  
(事務局)

問 6 事故状況についてだが、記録様式など、施設内でも確認できるような仕組みはあるのか。

答 6 事故については、府中市の取扱い基準の報告様式を利用しており、当該事業所での独自決裁をして、確認している。  
(事務局)

問 7 ヒヤリハット事例を積み上げて生かしているとのことだが、その仕組みについてご説明いただきたい。

答 7 当該事業所独自のヒヤリハットの様式を利用し、決裁を取るとともに、担当者会議にて意識づけを行い、共通認識を深めているとのことである。  
(事務局)

問 8 フロアが3階と5階に分かれているが、支障はないのか。

答 8 5階の食堂および機能訓練は認知症対応型通所介護専用として確保されているので、支障なしと判断している。また、面談室は3階に位置しているが、2部屋あり、認知症対応型通所介護用と通所介護用でそれぞれ確保されている。ただし、通所介護事業所の方が利用者数が多いので、状況によっては支障のない範囲でどちらも利用しているとのことである。  
(事務局)

問 9 認知症対応型サービス事業者管理者研修の修了みなしの詳細についてご説明いただきたい。

答 9 当該事業の運営者（指定管理者）は規模の大きい法人であり、人事異動によって、管理者として資格を満たさないものが配置された。認知症対応型通所介護の経験が長く、研修受講の予定もあったため、利用者への処遇も考慮し研修修了みなしを認めた。ただし、法人の都合であり、かつ配慮も欠けている部分もあったので、法人本部に  
(事務局)

も今後は計画的な研修受講を行い、このようなことがないように伝えている。

問 10 認知症対応型サービス事業者管理者研修は年何回開催されているのか。

答 10 年6回である。  
(事務局)

問 11 地下1階、地上6階建の大きな建物の割には、利用者が少ないように感じるが、他の部屋など活用されているのか。

答 11 通所介護事業所のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、在宅サービスセンターも併設されている。また、通所介護事業所にて行われているレクリエーションで使用するなど活用されている。

問 12 併設の通所介護事業所の利用者数はどれくらいか。

答 12 定員80人である。  
(事務局)

## (2) 地域密着型サービス事業者の公募等について

ア 事務局より、地域密着型サービス事業者の公募等について資料2に基づき説明があり了承。

イ 質疑応答、意見等

問 1 整備中である地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）の事業者である社会福祉法人太陽会についてご説明いただきたい。

答 1 府中市内にある医療法人社団恵仁会と関わりがある法人である。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の運営経験はなく、他の事業としては、足立区にて保育園など運営しているとのことである。

問 2 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は、従来型の25名の部分が該当し、ユニット型の52名は東京都が指定をする介護老人福祉施設か。

答 2 お見込のとおり。  
(事務局)

問 3 ユニット型と従来型を分けることによる利点はあるのか。

答 3 国はユニット型を推進しており、ユニット型と従来型や多床室がある一部ユニット型の介護老人福祉施設を認めてはいなかったが、東京都は一部ユニット型にて整備を進めていた。解釈の違いがあったが、整理され、それぞれを別施設の扱いとすると示しがあった。

そのため、平成24年3月に増床にて一部ユニット型となった「信愛緑苑」については、経過措置の適用となり、一体型の従来の一部ユニット型として指定を受けている。

問 4 介護専用型有料老人ホームとは介護付き有料老人ホームとは異なるのか。

答 4 介護付き有料老人ホームは介護認定がなくても入居できるが、介護専用型有料老人ホームは介護認定がなければ入居できない。府中市では、平成24年6月開設予定である「まどか府中」が初めての介護専用型有料老人ホームある。

(事務局)

また、サービス付き高齢者住宅は23年度に新しく創設されたもので、位置付として老人ホームでもあるが、その申請を免除できる。

高齢者専用住宅は国で整備を進めているもので、国に届け出をし、許可を受けて建てられる。一般の住宅と同じ扱いのため保険者としての関わりは特にないが、要件を満たせば、特定施設入居者生活介護の指定を受けることができる。

問 5 府中市の整備の方向性についてご説明いただきたい。

答 5 具体的な計画については未定だが、第5期介護保険計画の中で謳われているので、調査研究を行い検討していきたい。

(事務局)

平成24年度より新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスについては、地域のニーズが十分に掴めていないこともあり、当面整備の予定はない。また、人員の確保が難しいこともあり、事業者として安定な運営が行え、採算がとれるかなど注視したうえで指定をしていきたい。第5期介護保険計画の最終年度である平成26年頃には、新しいサービスが周知されてくるので、ニーズを踏まえたうえでの整備を考えていかなければと捉えている。

問 6 南町に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が開設されることにより、待機者が減るのか。

答 6 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は府中市の被保険者のみが入所できるが、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は他市の被保険者の入所もあるので一概にいけないが、待機者は減る見込みである。

問 7 施設や事業所が整備されると、給付費が伸び、保険料が上がるので、その兼ね合いが難しい。その点について、市の意見を伺いたい。

答 7 平成24年度の保険料の見直しは、新サービスも含めた給付費を積算している。施設などは、開設までに1～2年時間を要するため、

(事務局)

現時点で予定がなければ、次の第6期介護保険計画に関わってくるため、その点を反映していかなければと思っている。また、市としては、在宅生活が続けられるように介護予防事業にも引き続き注力していきたい。

(3) その他 事務局より、平成24年度地域密着型サービス指定関係部会開催予定について資料3に基づき説明があり、了承。

(4) 次回開催日程について

次回は平成24年8月を予定しているが、6月に開催予定である本会時に日程等の調整を行うことです承。

以上